

岡本の国会での答弁

177-衆-総務委員会-25号 平成23年08月02日

○吉野委員 ありがとうございます。

まず出先ときちんと御相談して、それでもらちが明かなかったら大臣のところを持ってまいりますので、御判断いただきたいと思います。

次に、今度の震災また原発事故で、仮設住宅が今つくられているんですけども、すぐにはできませんでした。ですから民間アパートを皆さんが借りて、それを県が借り上げていただければ、民間アパートも被災地の方々、被災者の方々には仮設住宅と同じということで入居できるようになっております。

そこで、家賃の問題なんです。福島県は最初、六万円だったんです。ただ、家族の多い方、五人以上いますと大きな部屋を借りなきゃならないので、六万円以上にオーバーしてしまいますので、それは、最近、五人以上は九万円という限度額が定められております。

これはこれでいいんです。限度額が定められたのはいいんですけども、例えば、郡山に避難した富岡町の役場職員、若い方です。家賃六万一千円だったんです。六万一千円だけれども、六万円を超えているから全部借りられなかったんです。だったら、六万円は県で出していただいて、千円は自分で支払うことのできるような制度にしていきたいんです。六万一千円だから対象にならなくて、今現在も彼は六万一千円、全額自腹を切っているんですけども、その辺、ちょっとおかしいなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○岡本大臣政務官 今御質問いただきました家賃のあり方についてでありますけれども、そもそも一部補助事業という形ではありませんから、一部補助をするということがこの考え方にはないわけでありまして、応急避難として避難をしていただいている皆さんの住居確保を支援していく、こういう考え方です。

そういった中で、お尋ねの民間賃貸住宅の家賃のあり方については、この上限についてどう考えるかということ七月十五日の通知で示しています。いわゆる六万円というのは参考金額でありまして、これを上限額としている取り扱いが見受けられる、しかしながら、当該参考金額はあくまで参考であり、実際の家賃については、次のような点を勘案し、それぞれの「都道府県又はその委任を受けた市町村において柔軟なうえにも柔軟な対応をしていただくようお願いいたします。」と、「柔軟なうえにも柔軟な」という言葉を書いています。

地域の実情に見合った実勢賃貸料の設定をする。実情に合わない上限設定を行わないこと。それから先ほど委員御指摘の、家族構成員数の多寡を勘案した設定とすること。また、専用寝室を必要とする要介護者等の有無などを勘案した設定とすること。

このようにしておりまして、今お話がありましたようないわゆる柔軟な対応をするべきケースがあれば、またそれぞれのケースで、もちろん地元自治体とも御相談いただきたいですし、厚生労働省本省でもそういった御相談は受けたい、このように考えております。

○吉野委員 岡本政務官、今、そうやって国は各自自治体に通知、通達を出したから、柔軟な対応をしているんだという答弁がありましたけれども、現実どうなっているんですか、現実には。皆さんが出した通達がきちんと守られて、柔軟な対応を現場はしていますか。教えてください。

○岡本大臣政務官 今のお話でいいますと、最後にお話をしましたけれども、そういう柔軟な対応ができていないということでお困りの方がみえるということであれば、被災者の住環境改善のために、我々としても家賃設定等に関する相談をお受けしたい、このようにお答えをさせていただいたところであります。

○吉野委員 まず実態を調べてください。

一部家賃補助はしない、まあ結構ですよ。でも、現実に運用すれば限度額を決めなきゃならないんです。あと残りは自分で払っていいよと何で言えないのか。今、不動産屋さんが入っていますから、かなりその辺は上手にといいますか知恵を出してやっていますけれども、六万一千円なら、千円まけてよと言って六万円にして、県の補助で入ることができたんですよ、あと千円は自分で後から払うからねと。でも、ごまかしができません、彼は役場職員ですから、最初にまじめに六万一千円の契約なんです。全部ペアなんです。

この現実、どう改善できますか。

○岡本大臣政務官 基本的には、現地に六万円を参考金額としてお示ししていますけれども、この金額より少ない不動産物件がないとすれば、それはやはり設定の仕方に問題があるということでしょう。六万円、その金額はそれぞれの設定によりますけれども、設定した金額よりも少ない金額の物件がないのであれば、今お話をしたように、それは引き上げていただきたいというお話をしていますし、あるのであれば、その金額までにおさまるような物件にぜひとも住んでいただきたい。我々としてはこういうお願いをしているところであります。

○吉野委員 役場の論理で答えているんですね、被災者の目線に立っていないんです。一番大事なのは被災者の目線に立つことです。財務省がここまでしか出せないからとか、もうすべてそうなんです。

瓦れき問題もそうなんです。前もって住宅を壊した方は、環境省、市が認めれば後からお金を払うよという形になっているんですけれども、役場から本人に来ればいいんですけれども、契約解除なんです。壊した業者は一たん受け取った壊し賃をお客さんに返して、そして市と再契約して、そこから払うよ、こういうばかなことをやっているんです。これは全く、行政の上から目線です。被災者の立場に立っていないんです。全くこれも同じです。

ですから、現状をきちんと把握してそれなりの改善策をするということを、岡本先生、約束してください。お願いします。

○岡本大臣政務官 先ほどもお話をしましたけれども、私も話を個別に聞いているわけではなくて、そういう事例があるという先生からの御指摘を受けたということは聞いております。

繰り返しになりますけれども、どこかでやはり物事には線引きをしなきゃいけないというところがあるんだとは思いますが、その線引きの仕方、また制度の設定のあり方、それぞれに今、先生から大変すばらしい御指摘をいただいたわけですから、我々としてもその御指摘をしっかり受けとめて、個別の事例でこういう事例なんだという話をいただければ、先ほどもお話をしましたけれども、厚生労働省本省で御相談に応じたいということでもありますので、もう少し詳細に教えていただければと思います。